

—10月6日—

午前10時から午後3時まで

無料法律相談

をいたします

〈法の日週間行事〉

場所・市役所休養室

会津若松市

市政だより

154号

昭和38年10月1日発行

発行所 会津若松市

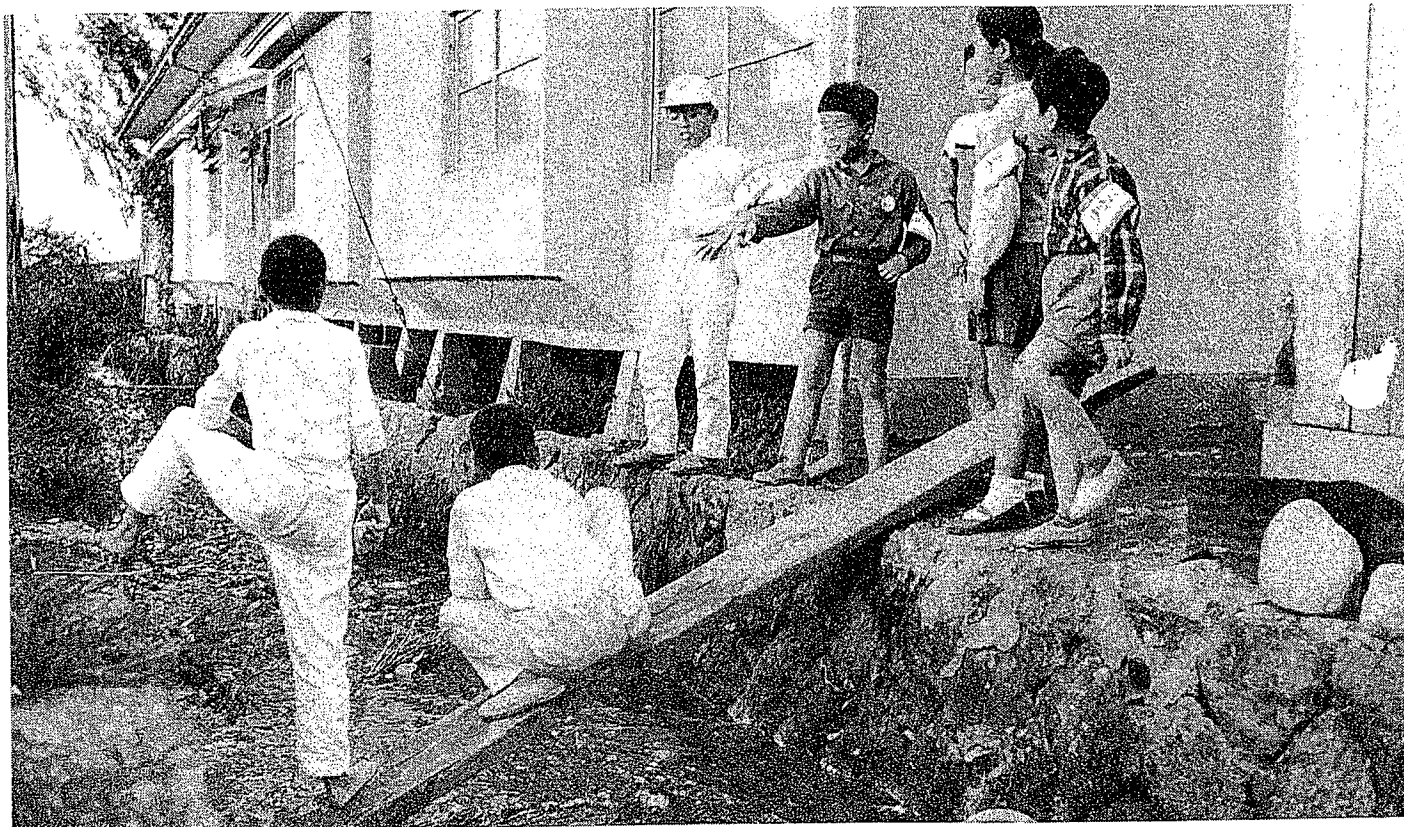
発行人 桜木 幸次

編集 広 報 係

定価 50円

毎月1日・15日発行

昭和26年7月6日第三種郵便物認可



明日の群像

No. 11

少年パトロールが発足したのは、今年の4月で会津若松警察署大町派出所管内の16町内の子供会を中心に、1,470名の子供達で結成されました。自分達の住んでいる町の交通事情や衛生問題また、環境などについて、良い点悪い点を実際に、自分達の目でパトロールして、まちの現実を見て反省。自信と誇りと誇りが最大目標です。たえず背あふりの観光地や市内の交通事情の視察を行ない、また警察署や鉄道公安官と話し合いを持ちます。大人の人間に対する注文もかなり多いそうです。子供会から毎月交代で、パトロールに参加して、広い立場から、この町の姿を見、自分の町を良い環境にしようとはりきっています。

写真：パトロールする子供たち

今月のメモ

紙芝居コンクール

書道にちなんだ実施されて来た紙芝居コンクールは、こしも十月二十七日、公民館四階で行なわれます。ご希望の方は、十月二十五日までに図書館に申し込むこと。一般、子供の部に分け、一般は高校生以上、自作作品に限ります。

第三回児童読書感想文コンクール

読書週間に、児童読書感想文コンクールを行ないます。資格は小学生に限り、一人一点、原稿用紙五枚以内、締切は十月二十五日まで、発表は十一月十三日、なお、作品の初めには、題名、学校名、学年、氏名を書き、書名・著者・発行所は文の終わりに書くこと。

市民ハイキング

秋の市民ハイキングは、十月六日です。行く先は、大川ライン塔のヘッリ、午前七時二十分までに、会津若松駅に集合すること。七時五十四分、会津若松駅（往復とも、汽車を利用する）申し込みは市教育委員会保健体育課、定員一〇〇名、参加料は交通費とも一四五百円。

九月の主なあしあと

五百（水）六日（金）

▼県社会福祉大会

福島県社会福祉協議会の主催で県下の福祉関係者約一、三〇〇名が市民会館に集まり、社会福祉の向上について研究討論した。

士百（水）十八日（水）

▼九月定例市議会

今期七日間で、追加更正予算約三千九百万円、その他、二十九議案が可決された。

なお、三十八年度の予算額は、今度の追加更正予算を含めて、約十億六千万円となった。

十五日（日）

▼敬老会

市内の年寄り一、二〇〇名を市民会館に招き、敬老金を贈呈したのち、演芸会を催してなぐさめた。

十七日（火）

▼文化講演会

文化の秋にさきかけて、平林たい子、大江健三郎、亀井勝一郎氏を講師に招き、市民一、八〇〇名がユモアにあふれる講演を聞いた。

十九日（木）二十五日（水）

▼日本古美術展

公民館で行なわれた日本古美術展には、絹文士器から始まる日本の重要美術品が展示され、連日観覧者でにぎわった。

二十日（金）二十五日（水）

▼海外移住資料展

南米移住者の現地の様子を写真に収めた海外移住資料展が、市民会館において行なわれた。

二十一日（日）二十四日（火）

▼会津まつり

恒例の会津まつりは、今年も十一月より三日間にわたって盛大にくりひろげられ、戦後最高の人出でにぎわった。

新しい会津の開港と、豊かな会津の建設を自指す動きは、日ごとにも活発になって来ています。今度会津万部、市五郡の市町村で結成された会津総合開発協議会は、当会津地方が全国的に高まっている機運に遅れないようにと結成されたものです。特に、九月一日には会津の市町村長がこぞって、磐越西線の電化・電車化の早期実現や、国道の改修工事の促進、雷害対策など、県および政府に陳情を展開し、岸久吉、一ノ瀬直俊、二瓶頼一、池部盛寿、低菅家忠男、

産業基盤開発特別委員会を設置

開港地域にはさまれ、産業的に遠ざかる危険も考えられるため、九月定例会市議会で、産業基盤開発特別委員会が設置された。本市の産業の調査開発を根本的に調べることに、その活躍が期待されます。なお委員は次の通りです。

五十嵐豊作、金井博文、大竹丑蔵、桧山高正、大須賀英一、佐藤光治、永峯登末、五十

は、産業基盤開発特別委員会が設置された。本市の産業の調査開発を根本的に調べることに、その活躍が期待されます。なお委員は次の通りです。

(注) 基本料に手数料を加えたものが毎月の使用料です。

なお電話架設の際は指定された銀行、信用金庫などが月賦制度による融資を行うことになっております。



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

十月十八日	神明通り神明
-------	--------

永和小学校
神指出張所
一箕公民館
東山公民館
門田公民館
鶴城小学校
城西小学校
日新小学校
城北小学校
行仁小学校
謹教小学校

国民健康保険税が変わりました

低額所得者は減税・納期も六期制から五期制に

国保税の税率が 決定しました

昭和三十八年度の国民健康保険税(以下国保税といふ)の税率が変わりました。

国保税は国保の被保険者のみなさんが、一年間に病院などにかかった場合に、市から医療機関に支払う金額(療養給付金)によって決まります。会津若松市の場合はこの療養給付費の約五十四パーセントを国保税として、みなさんに課税しているわけです。

今年度の国保税は、このようにして定められた税の総額を、所得に応じて四十パーセント、資産に依りて十パーセント、被保険者の数に応じて二十五パーセント、世帯に応じて十五パーセントに分けて、次のように税率を決定しました。

所得割 課税総所得金額の百分の一、八〇
資産割 固定資産税(土地、家屋)の百分の十一
均等割 被保険者一人につき三百四十円
平等割 一世帯につき八百八十円

ことしから低額所得者の国保税が減税されます

この減税の対象となるのは、総所得金額が九万円以下の世帯で、昨年の均等割と平等割の合計税額の二分の一が減税されます。

さらに、総所得額が九万円十

(世帯主を除く被保険者数×二万をいたしましたので、次のように円)合計額にならない世帯になります。つては、昨年の均等割と平等割の合計額の三分の一が減税されます。

【例1】総所得額9万円以下の世帯で、4人家族の場合(2分の1減税)

$$\begin{aligned} & \text{均等割 } 1,360\text{円} + \text{平等割 } 880\text{円} - \text{減税 } 890\text{円} \\ & (340\text{円} \times 4\text{人}) \quad (1\text{世帯につき}) \\ & \left[\frac{\text{昨年の均等割} + \text{平等割}}{2} \left(\frac{270 \times 4 + 700}{2} \right) \right] = 1,350\text{円} \end{aligned}$$

【例2】総所得金額15万円で4人家族の場合。(3分の1減税)

$$\begin{aligned} & 9\text{万円} + (3\text{人} \times 2\text{万円}) = 15\text{万円で、減税の対象世帯となります。} \\ & \text{この場合の課税総所得金額を6万円としますと} \\ & \text{所得割 } 1,080\text{円} + \text{均等割 } 1,360\text{円} + \text{平等割 } 880\text{円} \\ & (6\text{万円} \times \frac{1.80}{100}) \quad (340\text{円} \times 4\text{人}) \quad (1\text{世帯につき}) \\ & - \text{減税 } 590\text{円} \left[\frac{\text{昨年の均等割} + \text{平等割}}{3} \left(\frac{270 \times 4 + 700}{3} \right) \right] \\ & = 2,730\text{円} \end{aligned}$$

【例1】課税総所得金額21万円、固定資産税3,700円で4人家族の世帯の場合。

$$\begin{aligned} & \text{所得割 } 3,780\text{円} + \text{資産割 } 400\text{円} + \text{均等割 } 1,360\text{円} \\ & (21\text{万円} \times \frac{1.80}{100}) \quad (3,700\text{円} \times \frac{11}{100}) \quad (340\text{円} \times 4\text{人}) \\ & + \text{平等割 } 880\text{円} = 6,420\text{円} \\ & (1\text{世帯につき}) \\ & 6,420\text{円} - 2,400\text{円} = 4,020\text{円} \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{3期 } 1,340\text{円} \\ \text{4期 } 1,340\text{円} \\ \text{5期 } 1,340\text{円} \end{array} \right. \\ & \quad \quad \quad \left(\text{暫定税額} \right) \left\{ \begin{array}{l} \text{1期 } 1,200\text{円} \\ \text{2期 } 1,200\text{円} \end{array} \right. \end{aligned}$$

【例2】課税総所得金額6万円で4人家族の世帯(減税対象者)

$$\begin{aligned} & \text{所得割 } 1,080\text{円} + \text{均等割 } 1,360\text{円} + \text{平等割 } 880\text{円} \\ & (6\text{万円} \times \frac{1.80}{100}) \quad (340\text{円} \times 4\text{人}) \quad (1\text{世帯につき}) \\ & - \text{減税 } \left(\frac{1}{3} \right) 590\text{円} \\ & = 2,730\text{円} - 1,000\text{円} = 1,730\text{円} \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{3期 } 590\text{円} \\ \text{4期 } 570\text{円} \\ \text{5期 } 570\text{円} \end{array} \right. \\ & \quad \quad \quad \left(\text{暫定税額} \right) \left\{ \begin{array}{l} \text{1期 } 500\text{円} \\ \text{2期 } 500\text{円} \end{array} \right. \end{aligned}$$

みなさんのお手もとに届きますから、その時にこの解説を参考にし、ご自分の保険税を確かめて下さい。

第三期の納期限 は十月二十五日 です

十月に配布される納税通知書と一緒に、第三期の納付書も配布になりますので、納税通知書をよくお調べの上、納期限までに第二期分を納めて下さい。納税通知書と第三期の納付書に不審の点がありましたら、社会課保険係へお問い合わせ下さい。

延滞金の計算方法 が変わりました

昭和三十八年十月一日から延滞加算金が多くなり、延滞金だけとなりました。さらに、督促状が配布になって、十日を経過した日の前日までは、百円につき日歩二銭、こえた日以後は日歩四銭となりますから、早めに納入して下さい。

乳幼児の検診

赤ちゃんの健康を守るための乳幼児検診が行われます。

この検診に該当するのは、昭和三十七年七月一日から三十八年六月三十日まで生まれた赤ちゃんで、一般市民の育児思想を高め、乳幼児死亡の減少をはかって、乳幼児体位の向上につとめ、あわせ

十月十日ころに、納税通知書が、県赤ちゃん健診員選出

も行なわれます。優良児には市長賞が授与されます。

検診日時と地区は、十月二日、三日、四日、鶴城地区、七日、八日、新、城西地区、九日、行仁、城北地区で、時間はそれぞれ午後一時から三時まで、場所は保健所。検診料は無料。必ず母子手帳を持参して下さい。

小児マヒの予防接種
12日まで受け付けを

一、該当者
昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに生まれた者で、まだ一回も受けたことのない者
二、希望者
一、以外に生まれた者で、希望される者
三、接種手数料予定
(1)保護者が昭和三十八年度において市民税を全然課せられていない者無料
(2)保護者が昭和三十八年度において市民税年額四〇〇円以下課せられていない者、一回につき六十円
(3)(2)以外の者及び希望者は一回につき二七〇円
(4)注意(2)に該当する方は昭和三十八年度徴収金書または納付受領証を持参して下さい。

五、申込用紙および提出先
用紙は衛生課、支所、出張所にありますので、ご都合のよい場所に提出して下さい。

10月1日から 赤い羽根共同募金

みよりのない老人や子供、身体が不自由で働けない人、生活の特に苦しい人々など、世の中には不幸な恵まれない人たちがたくさんおられます。これらの人々に10月1日から展開される“赤い羽根運動”による、みなさんのあたたかい力で助け合っていただきたいと思います。

会津若松市・共同募金会

